

令和2年度 保育所等入所申込のご案内

令和2年度保育所等入所申込の受付を開始します。入所を希望される方は、受付期間中に申込をしてください。現在保育所等に入所されている方で、引き続き入所を希望される場合も申込が必要です。

また、令和2年度の年度途中に入所を希望される方も入所受付を始めますので事前にご相談ください。

■入所にあたっては次のいずれかの事由(保育の必要性)に該当することが必要です。

- ①月64時間以上就労している
- ②妊娠中か出産後間もない
- ③保護者が病気、または身体に障がいを持っている
- ④長期間にわたり疾病状態にある、または障がいをする親族を介護している
- ⑤震災、火災、風水害等で災害の復旧にあたる
- ⑥起業準備を含む求職活動を継続して行っている
- ⑦就学(職業訓練校における職業訓練を含む)している
- ⑧育児休業中に既に保育を利用している子どもの継続利用が必要
- ⑨その他村長が認める①から⑧に類する状態

■申込に必要な書類

- ①入所申込書(個人番号記載必須 児童1人につき1枚)
- ②家庭内状況申告票(母方、父方の祖父母の状況も必ず記入してください。)
- ③就労証明書など(申込の事由により添付書類が異なります)

*申込時に保護者の方のマイナンバーカードまたは通知カード(通知カードの場合は運転免許証など本人を確認する書類が必要です)を必ず持参ください。

*必要書類は、住民福祉課に準備しています。

■保育料および副食費(給食費)について

3歳以上児の副食費および3歳未満児の保育料は、保護者の住民税の額で算定します。毎年8月までは、前年度課税額で算定し、9月以降は当該年度課税額で算定いたしますので、税の申告は必ずしてください。

また、一定の所得段階においては、以下に該当する場合、保育料が減額されることとなりますので、資格証および資格証のコピーの持参をお願いします。

- ①児童扶養手当受給者
- ②身体障害者手帳の交付を受けている者の属する世帯
- ③療育手帳の交付を受けている者の属する世帯
- ④精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の属する世帯
- ⑤特別児童扶養手当の支給を受けている者の属する世帯
- ⑥障害基礎年金を受けている者の属する世帯
- ⑦生活保護法に定める保護基準に準じると村長が認めた世帯

3歳以上児については幼児教育・保育の無償化により保育料は無償となっていますが、副食費の徴収があります。ただし所得に応じて副食費が免除になります。

■お願い

コピーなどを要する場合、受付事務の迅速化のため、必ずコピーの持参をお願いします。

■申込受付期間

11月18日(月)～11月29日(金)
午前9時～午後4時

〈問い合わせ・受付先〉住民福祉課 福祉係 Tel(67) 2702

南阿蘇村教育資金利子補給金制度をご存じですか？

高校や大学などへの入学金や授業料などに要する資金を必要として、株式会社日本政策金融公庫や村が定める金融機関の教育ローンの貸し付けを受けた保護者に対して、その返済利子の一部(年間5万円を限度とする)を助成する制度です。

■対象となる保護者

- ①学校教育法に規定する高等学校、大学(短期大学含む)、高等専門学校および専修学校(高等課程および専修課程)に在学している人の保護者
- ②村内に1年以上居住し、かつ、村の住民基本台帳に登録されている人
- ③村税などを滞納していない人
- ④その借り受けた教育ローンを確実に返済している人

■利子補給金

- ①利子補給の額は1年間(1月～12月)に支払った返済利子の総額に対して行い、50,000円が限度です。
- ②利子補給金の支給期間は、利子補給金が交付される日の属する月の翌月から該当交付決定にかかる修学先の正規の修学期間が終了するまで。

③利子補給金の交付を希望する場合は、教育資金を借り入れる金融機関を経て申請しなければなりません。

■提出書類

- ・教育資金利子補給金交付申請書(様式第1号)
- ※村のホームページに添付してあります。
- ・利子の支払額を証明する書類
- ・償還予定表の写し
- ・在学証明書の写し
- ・住民票の写し
- ・村税の納税状況を確認できる書類

■申請期間

- ・令和2年1月末まで
- ※平成31年1月1日～令和元年12月31日に支払いが完了した利子

〈問い合わせ〉

教育委員会 学校教育係
Tel (67) 1602